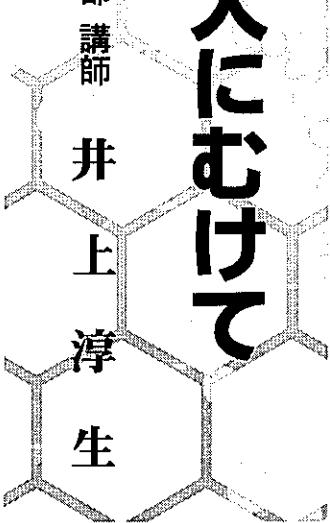


「有機農業」という言葉が日本で使われるようになってから半世紀が過ぎた。日本における有機農業のパイオニアの一人、一澤照雄（一九〇六～一九九四）によると訳語（organic）である。この間、志を持った数多くの生産者による試行錯誤が蓄積され、その後を追つように法制度も整えられてきた。一〇一一年五月に策定された「みどりの食料システム戦略」、一〇二一年七月施行の「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

## 研究報告

# 有機農業の振興と消費拡大にむけて

茨城大学人文社会科学院 講師 井上淳生



設等を導入する場合、導入初年度の所得税や法人税の負担が軽減される特別償却（機械等三一%、建物等一六%）が適用（一〇一四年三月二一日までに導入されたものに限る）。やれるほか、無利子の「農業改良資金」の償還期限の延長（一〇年→一一年）や国の補助事業の優先的な採択につながるなどの支援措置が受けられます。

**六 基本計画の実現に向けて**

世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、本道の農林漁業が、今後とも、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与しなが、持続的に発展していくためには、環境と調和のとれた食料システムの確立を図しながら生産力と競争力を高めていくことが重要です。

一方、農林漁業者にとって環境負荷低

減への取組は、従来の生産方式から転換するものであり、その推進に当たっては、労働負荷や生産コストの低減、病害虫のまん延防止などを図る技術の導入によりて、収量や品質を維持しながら生産力の向上と持続性の両立が不可欠です。

このため、道では、その実現に向けて、ほ場の大区画化などの基盤整備を推進するほか、スマート農林漁業の推進、道総研や民間企業などと連携し新品種や化学農薬・化学肥料の低減技術の開発・普及を進めることとしており、具体的には、クリーン農業や有機農業の取組拡大によって、農業における燃料燃焼によるCO<sub>2</sub>排出量は自動操舵システムやヒートポンプ等の省エネ型機械・機器の導入、家畜排せつ物によるバイオマス発電や木質バイオマスボイラー等による再生可能エネルギーの活用による削減、化学農薬使用量は病害虫が発生していく生産条件の整備や総合的病害虫・雑草管理（一〇三）

の推進による低減、化学肥料使用量は土壤診断による適正施肥や堆肥等の未利用資源の利用による低減について、農林漁業者がみどりの食料システム戦略に沿った環境負荷低減活動に積極的に取り組めるよう支援してまいります。

※（執筆者所属についで）令和五年五月三一日現在のものですが）

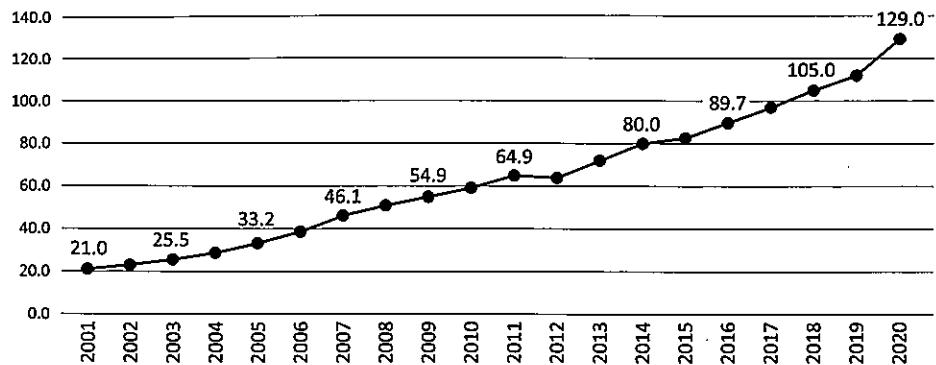


図2 世界の有機食品の売り上げの推移

資料：農林水産省「有機農業をめぐる事情」（令和4年7月）  
※：単位は（10億U.S.ドル）。

二、日本における

## 有機農業政策の経過

（約一四〇・一一兆円）の二倍強の増加である。  
換算）。一一〇一年の一億ドルに対する六倍強の増加である。

JAS法（改正JAS法）を前史にわづ  
同法によつて、それまで各地の有志で独  
自に取り組まれていた有機農業が法的基  
盤を得る「こと」になつた。

日本の有機農業政策において画期となるのは、一九九〇六年施行の「有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）」である。これは、有機農業を推進するため、超党派による議員立法によって成立に至った法律である。一九九一年制定の

管理方法を採用したほ場において、①周辺から使用禁止資材が飛来し、または流入しないために必要な措置を講じていること、②播種または植付け前の一年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、③遺伝子組み換え技術の利用や放射線照射を行わないことなどが規定されて

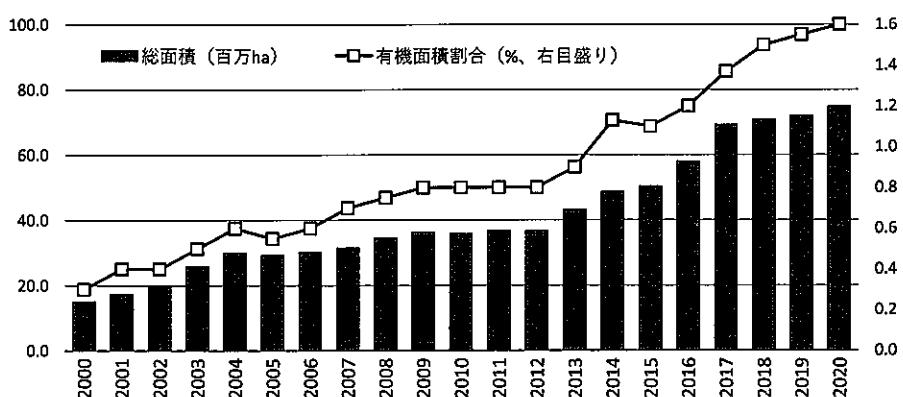


図1 世界の有機農業の取組面積と割合

資料：FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2022  
※：面積の単位は（百万ha、左軸）、全耕地面積に対する有機農業の取扱面積の割合は（%）。

以下では、会員の皆様に向けて本調査研究の概要をお伝えしたい。

世界の動向

綾町有機農業開発センター、JA綾町、鹿児島くみあい食品㈱、宮崎県産組合の皆様にお世話になった。口口ナ禍シ様の皆様にお世話になった。JJA綾町有機、コーラー自然派、サンエツの不安心な状況が続く年度のせなか、皆様には懇切丁寧に対応いただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。

以下では、会員の皆様に向けて本調査研究の概要をお伝えしたい。

世界の全耕地面積に対する有機農業の取組面積は、〇・三%（一〇〇〇年）から一・六%（一〇一〇年）に増加している。一・六%という数字だけ見ると、有機農業は世界農業のまだまだ少数派ではあるのだが、増加傾向にあることには十分注

表1 有機農業に関する法制度の変遷

年 度		事 項
1992	平成 4	有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン
2001	平成13	「有機農業と緑の消費者運動政策フォーラム」設立 有機JAS法施行（改正JAS法）
2004	平成16	「有機農業議員連盟」設立
2006	平成18	「有機農業の推進に関する法律（有機農業推進法）」成立
2007	平成19	「有機農業の推進に関する基本方針」（第1期）制定 「全国有機農業推進委員会」開催 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」改正
2008	平成20	有機農業総合支援対策（有機農業モデルタウン事業）開始
2010	平成22	有機農業モデルタウン事業の產地収益力向上支援事業への組み込み
2011	平成23	「環境保全型農業直接支払制度」開始（有機農業も支払い対象に）
2014	平成26	「有機農業の推進に関する基本方針」（第2期）施行 「農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律」成立
2016	平成28	「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業」開始
2021	令和 3	「みどりの食料システム戦略」策定
2022	令和 4	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」成立

し  
る

以上を受けて策定されたのが、「SDGsによる農林水産業の持続的発展を目指す包括的な政策である。策定の背景にあるのは、現在の日本の農業現場における生産者の減少や高齢化、地域「ハブ」の衰退のほか、地球温暖化やそれに伴う大規模災害の頻発、コロナ禍のような世界規模のパンデミックによるサプライチェーンの混乱、そして、SDGsや環境への対応強化、国際的なルール策定過程への積極的な参加など、現在の食と農業をめぐる極めて広範な問題意識である。これらの状況への対応として、農林水産省では持続可能な食料システムを構築することを急務とし、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を見据えた「みどりの食料システム

### 三 北海道における有機農業実業

「農業」を兼ねる「農工」だ。  
先立つ例として挙げたのが、山口  
が「IOI IO世紀に向け出したFarm to  
Fork戦略（農場から餐桌まで：マネジ、  
アメリカが同年に提出された農業イノ  
ベーション・ハンドブック（Agriculture  
Innovation Agenda：A—A）」である。  
マニュラリオ世紀に向けた農業  
の使用する農薬を50%削減する、  
一人当たりの食品廃棄物を50%削減す  
る、肥料の使用を今まより10%削  
減する、家畜及び養殖に使用され  
る抗菌剤販売を50%削減する、全  
農地に占める有機農業の割合を今まより  
も15%に拡大する、新たな田舎に設  
定していく。

境に与える負荷を示す指標)を五〇%削減する」と同時に達成する「こと」が目標として掲げられてくる。つまりは、一九二〇年までに食品ロスと食品廃棄物を五〇%削減すること、一九五〇年までに土壤健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを純減せねばならぬ。一九五〇年までに水への栄養流出を二〇〇%削減せねばならぬことが盛り込まれている。

「このように、戦略からみどりの食料システム法へ至る一連の政策フロー」は、有機農業をめぐる世界の趨勢をいたりみつゝ、そのなかでの新たなルール策定に参画する意図が反映されていく。

三・北海道における有機農業実践

いじじど、北海道における有機農業の実践について、ひとつ紹介しておきたい。

北海道には、1990年に設立された日本で唯一の有機農業専門農協である、北海道有機農業協同組合（有機農協）がある。有機農協は「持続可能な農業及び有機農業の推進を図り、農業による自然環境の保全を目指し、安全な食品の生産をするために、組合員が協同して農業生産効率を上げ、経済状況を改善し、社会的地位を高めること」（定款より）を目的に設立され、1991年時点で五百四名

△-△では、一〇五〇年までに農業生産量を四〇%増加させる」と、エコロジカル・ファーム（人類が地球環境）

合員が四七一名)によつて構成されてゐる。有機ほ場面積は約二五〇haであり、流通先は道内が七割弱、道外が三割強と

なっている。

### 有機JAS制度なりびに有機農協設立

から10年を機に発行された『私たちはなぜ有機農業を選ぶのか』(あるた出版、1011年)は、北海道のみならず日本における有機農業の展開をふりかえる貴重な資料となっている。本書は、有機農協が有機農業の生産振興と有機農産物流通の拡大に貢献するだけでなく、後進世代や一般消費者に向けた広報にも力を注いでいることを表す素材である。

有機農協については、本報告書だけではなく、北海道地域農業研究所による自主研究報告書『六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料市場の「ユーワード」』に記載されているので、関心のある方はぜひお読みください。

## 四. 有機農業振興に

### 求められる施策

これは、研修施設の整備について国が一分の一を補助する内容となっている。

当研究の目的は、有機農業・有機農産物流通の今後の展望と、生産振興・消費拡大に必要な施策等について、現地調査に基づき明らかにすることであった。事例調査を踏まえ、以下では、今後の有機農業振興に資する施策について①生産振興、②流通の担い手の育成、③消費拡大の三つの観点から提案したい。

#### ① 有機農産物の生産振興について

一時点は、各種研修にかかる制度的支援の拡充である。有機農産物生産を今までに振興するうえで、有機農業の研修農場等の整備拡大が欠かせない。現在は、農林水産省の補助事業のひとつとして、「有機の学校」が全国に五校開校されて

活かした分校づくりを促進し、補助率の上乗せを含めて各種補助事業を拡充することが検討されても良いだろう。また、研修内容に即した運営支援として、「学校」に限りず、有機農業関連の研修メニューを持つ取組みを広く補助の対象とする

ことも重要な点である。

一時点では、農業高校、農業大学校等への有機農業コースの設置推進である。岡山県では、一九八八年に定められた岡山県有機無農薬農業推進要綱を画期として、県独自の有機認証制度が整えられてきた経緯がある。県内の高松農業高校は県の有機無農薬栽培の認証を取得し、有機農業に主眼を置いた環境農業専攻じゅうコースを設置している。同様に、同県赤磐市にある県立農業大学校も県の有機無農薬栽培の認証を取得しており、園芸課程野菜専攻コースには有機栽培の科目も開設されている。

ある県の好事例だが、有機農業関連のコースをもつ農業高校が二校あった。このうち一校は有機JAS法施行直後に開設された歴史の古いコースを持っていた。しかし、長く担当していた教員の定年退

職に伴い、現在はこのコースは廃止となっている。

このように、既存の高等学校、農業大学校への有機農業関連科目の導入、有機農業関連コースの設置を促進するうえでも重要な施策となる。ただし、専任教員の確保は重要である。持続的な研修体制を実現するためには、大学の農学部等で有機農業関連の科目や学科等を整備し、有機農業の担い手だけでなく、有機農業教育の担い手を分厚く生み出していく努力が必要となる。その際には、高等学校や大学は文部科学省の管轄にあわじことを考慮し、農林水産省は省庁間の連携をも密にしていくことが前提となる。

ある県では好事例として有機農産物専門の流通事業者が登場し、こうした問題を多数の産地と販売先を確保するうえでより緩和できる事例も現れている。

ある団体は、元々は生協の事業連合の一部門であったが、いつした需給調整の不安定性への問題意識から、生協から独立して有機農産物専門流通事業者となつている。

② 有機農産物の流通产业化について  
有機農産物の流通は、産地の生産者と都市の消費者が直接提携するところから始

有機専門事業者のもうひとつ特徴として挙げておきたいのは、同業者間の連携が進んでくるところである。各業者はそれぞれ得意品目、得意産地（多くは地元）を持ってくる。それぞれが得意な分野を活かし、相互に連携するところだ。田中浩は有機農産物の流通ネットワークを実現していく。

に対しても、卸売市場関係者と回レベルの支援をしてほしいところの仕事なのでないだらうか。

### ③ 有機農産物の消費拡大について

今後、さうして有機農産物の振興を図つて行く際には、こうした有機専門流通事業への補助事業等を新設、拡充していくことを実現してくる。

今後、さうして有機農産物の流通ネットワークを実現してくる。

一方では、広報活動の強化である。有機農産物の消費拡大については、むだに様々な広報活動が行われている。ある意味では、かつて有機農産物の拡大を目指して、消費者への広報に注力した経緯がある。そのことがその後の展開に大きく寄与してしまったのである。

「とか求められる、流通の川上・川下の主体に比べ、彼らは政策サイドから見えにくく位置にあるかもしないが、彼らなくして円滑な有機農産物流通は成り立た得ない。専門流通事業者への支援は有機農産物流通の円滑化に直結する。」  
なりが、慣行農産物流通における卸売市場と同様のポジションにある流通事業者は、彼らによる有機農産物の消費拡大につながるため、ある意味では有機フロスターや団体賞金を毎年開催している。同協会の有機フロスターは全国で行われている同種のイベントの草分けである。こうしたイベントが気軽に、そして頻繁に開催されることは、消費者への普及に大きく貢献している。

は、有機農業の振興と消費拡大という政策の方向で、食料自給率向上や食料安全保障との整合性についてである。有機栽培の拡大については、圃場の土壤特性や導入期・転換期の病虫害の発生等の観点から、日本においては収量低下を招き、食料自給率の低下につながる恐れがあること、指摘もある（堀江（一〇））。然ながら、政策サイドに任せられた点へ

おへまで政策レベルでの話になるが、  
有機農業に対しても今ほど熱く視線が注が  
れている時代はないのかもしれない。世界  
の趨勢を見ても、有機農業はこれから  
の農業を語る上位をキ  
ーと位置づけられるべきである。

しかし、頭にも述べたように、政策の有無にかかわらず、志のある農業者は昔から自ら土に触れながら試行錯誤を繰り返す傾向がある。

五、おわりに

- 今後の方針について述べた。最後に一点だけ付け加えておきたい。それ

  - ・「Jリード生産、流通、消費の三面か  
らの視点で、農業の発展をめざす方針」(1993年)が、農業の発展をめざす方針として、農業の生産、流通、消費の三面から視点を設けたものである。
  - ・北海道地域農業研究所 (1991)『六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料市場の「ユーチューブ」に関する研究報告書』
  - ・北海道有機農業協同組合 (1991)『私たちなぜ有機農業を選ぶのか――北海道の畠と食卓、そして未来をつなぐ』(株式会社出版)
  - ・堀江武 (1991)『「ふるさとの食料」システム戦略』と「食料安全保障」「農業

## 【参考文献】

- ・ 北海道農業研究所『六次産業化・農商工連携の展開と農畜産物・食料市場のヒープ－ヒープに関する研究報告書』
  - ・ 北海道有機農業協同組合（IOI）『「私たちなぜ有機農業を選ぶのか－北海道の想と食卓、そして未来をつなぐ－』』（株）あいだ出版
  - ・ 堀江武（101111）『「みどりの食料」』

「JRまで生産、流通、消費の三局面か  
ら今後の方針性について述べてきた。最  
後に一票だけ付加えておきたい。それ

ある。有機農産物の消費拡大には、こいつ  
した消費者グループの、いわば草の根の  
活動への支援が有効である。ただし、そ  
のための申請や支給にかかる手続きの簡  
素化はセラットで検討される必要がある。  
一例として、パッケージとして団体に助  
成金を支給する、一年間の活動に対して  
年度末に報奨金を支給する、あるいは顕